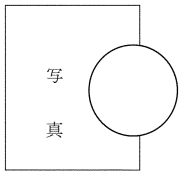
様式第41（第100条関係）

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６６条第１１項の規定による

立　入　検　査　証



押出スタンプ

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者　印

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律抜粋

第166条　経済産業大臣は、第７条第１項及び第５項、第10条第１項及び第３項、第13条第１項及び第３項、第19条第１項及び第４項、第22条第１項及び第３項、第25条第１項及び第３項、第34条第１項及び第３項、第37条第１項及び第３項、第43条第１項及び第３項並びに第46条第１項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第８第１項、第９条第１項、第11条第１項、第12条第１項、第14条第１項、第20条第１項、第21条第１項、第23条第１項、第24条第１項、第26条第１項、第32条第１項、第33条第１項、第35条第１項、第36条第１項、第38条第１項、第44条第１項、第45条第１項及び第47条第１項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８条第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第19条第１項及び第４項、第20条第１項、第21条第１項、第22条第１項及び第３項、第23条第１項、第24条第１項、第25条第１項及び第３項、第26条第１項、第32条第１項、第33条第１項、第34条第１項及び第３項、第35条第１項、第36条第１項、第37条第１項及び第３項、第38条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項、第45条第１項、第46条第１項及び第３項、第47条第１項並びに第54条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第50条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

４　経済産業大臣は、第３章第２節及び第３節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、第３章第４節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

８　経済産業大臣は、第113条第１項及び第４項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主（第109条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第171条第３項において同じ。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

９　主務大臣は、第４章第１節第２款（第113条第１項及び第４項並びに第125条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第121条第１項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　経済産業大臣は、第６章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第１項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第171条　第３章第１節（第５条第１項を除く。）及び第４節並びに第166条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

２　第５条第１項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

３　第４章第１節第２款及び第166条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

５　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第175条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第52条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第28条第１項（第52条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第１項（第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第53条、第107条第１項（第140条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第123条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第119条第１項（第123条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第124条、第131条第１項（第140条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第136条第１項（第140条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第141条、第145条第１項若しくは第166条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第176条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

四　第166条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とすること。